

別記

確認書等の整理区分と是正の実施方針（北教組との確認書等）

整理区分	確認書等		実施方針	摘要
	名称	確認年月日		
明らかに法令等の趣旨を損ねる項目を含んでいたり、拡大解釈等により不適切な運用の実態があるため、その効力を失わせるもの	教育業務連絡指導手当の実施についての確認（いわゆる21項目確認）	昭和53年10月3日	いわゆる21項目確認については、全部破棄を前提として、主任制の抜本解決案と合わせて、提示をする。 ただし、破棄の期限は、12月中とする。	いわゆる21項目確認については、明らかに法令等の趣旨を損ねる項目が数多く含まれているほか、現に、主任命課を滞らせる根拠となったり、主任手当の支給を遅らせる原因となったりしている実態も相当数あることから、一日も早い主任制の抜本的な解決を目指すとともに、是正を効果あるものとするため、期限を定め、効力を失わせるものとする。
	教頭任命に関する確認（新六項目確認）	昭和49年12月19日	これらの確認書等については、8月中を期限とし、全部破棄を申し入れる。	いわゆる新六項目確認については、明らかに法令等の趣旨を損ねる項目が含まれているほか、教頭が校長を補佐して、所属職員を監督するという教頭本来の職務の遂行に支障を来しているという実態がある。 こうした実態については、この確認が市町村教委や学校において追認されていることともかかわりがあり、確認が全体として、教頭本来の職務遂行を阻害しているため、期限を定め、効力を失わせるものとする。
	組合主催の教研集会参加についての確認事項	昭和50年10月9日 昭和54年10月30日	これらの確認書等のうち、明らかに法令等の趣旨を損ねている項目については、直ちに、削除する旨申し入れる。 その他の項目で、管理運営事項に触れるおそれがある部分については削除を、校長などの権限を制約するおそれがある部分及び表現・内容において不適切な部分については削除又は修正を、8月中を期限とし、申し入れる。	
	合同教研集会の義務免措置についての教職員課長回答	平成10年9月1日		
	勤務時間及び休暇等に関する条例の改正についての確認書	昭和62年10月27日	明らかに法令等の趣旨を損ねている項目については、直ちに、削除する旨申し入れるとともに、その他の項目についても、より適切な学校運営を図る観点から、運用実態も踏まえ、期限を定め、必要な是正をしようとするものである。	
	勤務時間条例改正の実施通達にかかわる教職員部長回答	昭和63年2月18日		
	人事異動要綱及び人事異動要領に関する質問・回答	昭和53年9月27日		
	教頭選考にかかる教育長回答	昭和59年9月11日		
	法令等との整合性を図るため、一部修正を行うもの	修学旅行的行事の回復措置についての確認	平成10年1月29日	これらの確認書等のうち、管理運営事項に触れるおそれがある部分については削除を、校長などの権限を制約するおそれがある部分及び表現・内容において不適切な部分については削除又は修正を、8月中を期限とし、申し入れる。
人事異動実施要領に関する質問・回答		昭和53年9月12日		
昭和59年6月23日部長交渉における教職員部長回答		昭和59年6月23日		
夏季休暇の新設にかかわる教職員課長回答		平成3年6月29日		
制度改正に伴い、新しい制度との整合性を図るため、失効を明確にする必要のあるもの	勤務時間、休暇等に関する規則改正にかかわる教職員課長回答	平成10年6月22日	これらの確認書等については、効力がないことを明確にするため、その旨を通知する。	完全学校週5日制の実施により、当然失効するものである。
	週休2日制などにかかる質問・回答	平成5年1月18日		
	週40時間勤務施行にかかわる交渉内容を整理したもの	平成5年5月31日		
	週40時間勤務制施行にかかわる質問・回答	平成5年6月21日		
	週40時間勤務制実施にかかわる質問・回答	平成6年6月8日		

注 印は、明らかに法令等の趣旨を損ねる項目を含む確認書等である。